

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日(火)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

2番	滝田博司	委員	3番	伊藤明美	委員
4番	戸村光男	委員	5番	塚本一治	委員
6番	加瀬安男	委員	7番	大木正俊	委員
8番	土屋玲子	委員	9番	佐藤和	委員
10番	石橋慎司	委員	11番	玉澤幸雄	委員
12番	高品文敬	委員	13番	鈴木茂	委員
14番	布施陽子	委員	15番	佐藤郁太郎	委員
16番	布施行雄	委員	17番	小林須美子	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	22番	平山敏之	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

1番 椎名弘 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 林博之 委員      23番 宇野恵三郎 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 令和4年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る見決定について	1件
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	9件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	20件

その他

- 6 事務局職員出席者  
 (農業委員会事務局) 事務局員 3名  
 (市産業振興課) 職員 5名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和5年1月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。  
 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
 お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
 よって議事録署名委員は、7番大木正俊委員、8番土屋玲子委員を指名いたします。  
 以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月6日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政

委員長より報告をお願いいたします。

2番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月6日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和4年12月7日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願

議長 農地農政委員長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】**

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、日程第2の議案第2号「令和4年度第7次農用地利用集積計

画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月6日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年12月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、所有権移転関係の番号3番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議長 寺本利幸委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の所有権移転関係の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の所有

権移転関係の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、採決に入ります。  
議案第2号の所有権移転関係の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。  
所有権移転関係の番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番を除き内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、所有権移転関係の番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「令和4年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る1月6日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。  
内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和4年12月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ  
ます。  
計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。  
本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】**

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「令和4年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「令和4年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。現地調査班2班班長より説明をお願いします。

1 4 番 第2班の現地調査班を代表して報告申し上げます。去る1月6日午後1時より、相続税の納税猶予に関する適格者証明に係る現地調査を実施いたしました。対象農地は良好に管理、耕作されていまして、また、その他の農地についても適切に管理されている状況であります。その後の意見交換では、調査した委員より、特段問題ない旨の意見でありました。本案件については、適格者証明の交付に問題ないと思われま

長 現地調査班第2班班長の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

議 長 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題

といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号の議案書を御覧ください。番号1番から4番、7番は利用権設定に関する件であります。番号5番と6番は、所有権移転に関する件であります。なお、番号1番から4番、7番は、議案第8号の番号4番、5番、9番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第8号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

**【議案第5号、番号1番から7番について議案書を基に朗読】**

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 番号1番と2番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。番号3番と4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

4番 番号6番について、今回の申請地は譲受人の所有する田と隣接しており、大型農機の搬入ができることにより作業効率も上がるということです。譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

6番 番号7番について、譲受人は周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決すると共に、番号1番から4番、7番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。

【議案第6号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として畑3, 264㎡の内5.11㎡を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8番 番号1番について、申請者は営農型太陽光発電設備の設置の継続を計画しています。3年前に許可を受けた際の栽培作物についてはアスパラガスで、当初計画では一時転用許可から3年目にあたる令和4年から収穫できる予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で太陽光発電設備の部品の多くが輸入できず、設備の設置が遅れたことで営農の開始も一年遅れてしまい、今年初めて収穫できる予定と伺っております。一時転用期間において収穫までにはいかないものの、営農は継続されております。病害への対応もありますが、次の3年間で適切な収穫として地域の平均的な単収の8割を確保するよう努力されると伺っております。農地区分は農用区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、

質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号について、採決に入ります。  
議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請  
に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の議案書を御覧ください。

**【議案第7号、番号1番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、当初事業計画者は議案書に記載のとおり昭和54年に  
転用許可を受け、申請地に事業に使用する車庫兼事務所を建築しましたが、  
約5年前に取壊したため、現在農地に戻っており、今回継承者にこの農地を  
売買する計画です。今回の計画変更申請は、この後の議案第8号番号1の申  
請をするために手続き上必要なものとなっています。農地区分と転用目的は  
問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、当初事業計画者は議案書に記載のとおり昭和54年に  
転用許可を受けて申請地に事業に使用する車庫兼事務所を建築しましたが、  
取壊したために現在農地に戻っており、今回継承者にこの農地を売買する計  
画です。承継後の事業計画は、専用住宅として計画するもので、問題ないと思  
います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第7号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号の議案書を御覧ください。

**【議案第8号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として田453㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、事務所(2棟)、資材置場及び駐車場(4台)用地として田1,021㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、農業用車庫用地として畑1,139㎡の内209.704㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2,419㎡の内0.511㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、営農型太陽光発電設備用地として、畑2,573㎡の内0.466㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、農業用車庫及び農作業場用地として畑202㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号7番について、専用住宅用地として田498㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番について、宅地分譲（4区画）用地として畑818㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆合計1,145㎡の内2.20㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は現在夫と孫と一緒に生活していますが、手狭となってきたことから申請地に住宅を建築し、孫と一緒に居住する計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

14番 　　番号2番について、譲受人は建築業を主とする会社で、近年の事業形態の変更により、事業にしようとするコンクリート製品や砕石等の保管場所の他、重機の駐車場所や事務所の設置が必要となったため、今回申請地を転用する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

7番 　　番号3番について、譲受人は造園業を営んでおり、業務に使用する中型トラックやユンボ等の車両について現在は申請地東側の自宅の庭の空きスペースに停めていますが、日常生活において出入り等の際に不便であることから申請地に農業用車庫を建築し、それらの車両を停める計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

12番 　　番号4番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置の継続を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置の継

続を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

9 番 番号6番について、譲受人は園芸用品の販売や花木・農産物の生産販売を営んでいます。業務に使用する軽トラック等の保管場所として農業用車庫が必要であり、また花木や野菜の苗木を整理収納するための陳列棚を新たに設置し、農作業場を設ける計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われるますが、例外規定に該当すると思われるます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。なお、車庫については7年程前に隣接する自宅の宅地と申請地に跨って建築しまい、このことについて、今後このようなことのないようにする旨の始末書が提出されております。

2 番 番号7番について、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、将来を考え申請地に専用住宅の建築を計画しています。農地区分については、第1種農地相当と思われるますが、例外規定に該当すると思われるます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

17 番 番号8番について、譲受人は宅地分譲を行っている不動産会社で、今回駅や幹線道路が近在し、住宅地としての立地に適すると見込む申請地を四区分分宅地分譲する計画です。農地区分については、第3種農地相当と思われるます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

6 番 番号9番について、譲受人は営農型太陽光発電設備の設置の継続を計画しています。平成31年2月にキクラゲを栽培する計画で3年間の一時転用許可を受けましたが、令和元年の台風による設備の倒壊、営農に必要な資材の納品ができない等の理由により、令和3年より栽培作物を茗荷へ変更しています。当時の耕作者が令和3年1月に亡くなり、相続人が不在であったことから令和3年8月に相続財産管理人が選任され、その後令和4年8月に現在の耕作者に所有権移転がされています。一定期間はやむを得ず耕作が出来なかった事情はありますが、これまで作物の収穫はできていないことから、今後は適切な営農が求められます。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。なお、一時転用期間については、令和4年2月で満了しており、更新手続きが遅れたことに関して、譲受人より始末書が提出されております。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」、  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 8 号について、採決に入ります。  
議案第 8 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件、利用権の中途解約に係る  
通知が 20 件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は  
完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第 1 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
議案第 2 号 令和 4 年度第 7 次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第 3 号 令和 4 年度第 3 次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて	(別冊)
議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1 件
議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	7 件
議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る	

意見決定について	1 件
議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	9 件
報告事項 (1)農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	1 件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	2 0 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和 5 年 1 月 1 0 日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。